

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は所得税法上の第 56 条で、「配偶者とその家族が家事に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費に認められていない。

事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円で家族従業者はこのわずかな控除しかなく、社会的にも経済的にも全く自立できない状況がある。このことから、他の職業を求め後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告にすれば賃金を経費とすることができるが、同じ労働に対して青色や白色の申告の仕方で働き分を認めたり、認めなかったりする制度自体が矛盾している。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、自家労賃を「必要経費」として認めている。この問題は単なる税金だけの問題ではなく、ひとりの働く人間として、働いていることを認めるのかどうかという人権の問題でもある。

よって、町田市議会は、国に対し、税法、民法、労働法などの法制度や社会保障制度において、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。